

2019 年 8 月 2 日

障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様

一般社団法人岩手県社会福祉士会
会長 坂口 繁治
(印 省 略)

令和元年度サービス管理責任者等基礎研修
令和元年度サービス管理責任者等更新研修の実施について

この研修は当会が岩手県より委託を受けた事業です。

この研修について、裏面日程で実施しますので受講を希望される方は、各研修締切日までに当会あて郵送必着で申込み願います。

研修要領、申込書等の申込書類につきましては、岩手県障がい保健福祉課のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用下さい。要領等の郵送は致しかねます。掲載開始は基礎研修、更新研修共に 8 月 6 日（火）お昼を目途に掲載します。

(<http://www.pref.iwate.jp/soshiki/hofuku/1016011.html>)

複数の事業所等を所管する法人にあつては、貴所管の事業所等への速やかな周知及びとりまとめをお願い致します。また、申込書内に事業所ごとの優先順位を記入する箇所がありますのでご査収ください。

個々の事業所あてには郵送しておりませんので、ご注意願います。

研修申込みに際しては、岩手県障がい保健福祉課のホームページ「サービス管理責任者等基礎研修の実施について」「サービス管理責任者等更新研修の実施について」に関連する書類を**全てダウンロードし、よくご覧になり**、受講漏れや提出書類の不備がないようにしてください。申込書等に不備があつた場合は受講が出来ません。

【担当】 一般社団法人岩手県社会福祉士会
松田・山口
TEL (019) 613-5505 / Fax (019) 613-5506

1. 令和元年度サービス管理責任者等基礎研修日程

<講義>

日時	会場	内容（予定）
10月18日（金） 9：00～18：00	岩手県産業文化センター（アピオ） （滝沢市砂込389-20）	（講義） 1 サービス提供の基本的な考え方 2 サービス提供のプロセス 3 サービス等利用計画等と個別支援計画の関係 4 サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント 5 個別支援計画作成のポイントと作成手順

<演習>

日時	会場	内容（予定）
10月31日（木） 又は 11月1日（金） 9：00～18：00	ふれあいランド岩手 （盛岡市三本柳8-1-3）	（演習） 1 個別支援計画の作成 2 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法

※両日同じ内容となりますので、指定された日程で受講してください。

2. 令和元年度サービス管理責任者等更新研修日程

日時	会場	内容（予定）
11月19日（火） 9：00～17：30	ふれあいランド岩手 （盛岡市三本柳8-1-3）	（講義） 1 障害者福祉施策の最新の動向 （演習） 2 サービス提供の自己検証に関する演習

3. 募集要領等掲載箇所

以下の順番で進んでいくと要領等がダウンロードできます。

<p>① 「岩手県障がい保健福祉課」と検索してください。 http://www.pref.iwate.jp/soshiki/hofuku/1016011.html ↓</p> <p>② （下部へスクロール） 障がい福祉全般 「▶事業者情報」 をクリック ↓</p> <p>③ 「2 研修情報」 をクリック ↓</p> <p>③ 「令和元年度サービス管理責任者等基礎研修の実施について」 「令和元年度サービス管理責任者等更新研修の実施について」</p>
--

令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修における留意事項

1. 受講申込

- ①基礎研修、更新研修は申込期間、書類が異なります。間違いがないようご注意ください。
- ②必ず実施要領及び本内容を確認し、申込責任者及び申込者（受講希望者）がご了承かつ合意の上お申込みください。
- ③申込書に事業所ごとの優先順位をご記入いただく欄があります。出来るだけ事業所で取りまとめをし、郵送して下さい。
- ④郵送された申込書等の不着の責任は負いかねます。必要な方は、各自確認が出来る配達方法（特定記録郵便、簡易書留郵便等）を用いて郵送して下さい。
- ⑤研修の問い合わせについて、例年電話での問い合わせが殺到し、担当者に繋がらない場合があります。電話回線には限りがございますので予めご了承ください。
- ⑥郵送以外は受付いたしません。

2. 受講決定について

- ①申込締切後、当会と岩手県障がい保健福祉課で厳正な選考の上、受講決定を行います。
- ②申込締切後、受講可否に関わらず通知書をお送りします。通知書は申込書類に同封された返信用封筒を用いて発送いたします。返信用封筒の返信先住所は各自把握の程お願いいたします。
- ③受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更、日程の変更はできません。

3. 修了証

- ①修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないよう正確にご記入ください。
- ②次の場合修了証を交付できないことがあります。
 - (1) 受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - (2) 研修当日欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合（やむを得ない場合を除く）